

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」
に対する提出意見

－令和元年度の将来原価接続料等の再算定－

(意見募集期間:令和元年7月2日～令和元年7月24日)

意見提出者一覧

計 5者(法人等:4者、個人:1者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人
2	ソフトバンク株式会社
3	KDDI株式会社
4	一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会
5	楽天モバイル株式会社

意見書

令和元年7月2日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見
加入光ファイバに係る接続料の改定等	<p>「NTT 東日本及び NTT 西日本」が独占している接続の回線では、有線 LAN における「FTTH (光ファイバー)」及び「CATV (ケーブルテレビ)」の回線と思いますが、「NTT 東日本及び NTT 西日本」の構造では、既得権益での独占が有り、「トラフィック (回線混雑)」を起こしている構造と、私は考えます。具体的には、「5G (第 5 世代)」における構造では、「有線 LAN 及び無線 LAN」での全体的な要素では、資本主義の構造に導入すべきと、私は考えます。総務省側が維持している既得権益での「NTT 東日本及び NTT 西日本」、「NHK (日本放送協会)」等では、社会主義の構造を廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。要するに、「NTT 東日本及び NTT 西日本」の構造では、価格料金の問題が焦点では無く、既得権益の独占の問題と思いますので、「NTT 東日本及び NTT 西日本」は、廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。</p>

意見書

令和元年7月23日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しゃちょうしつこくやくいん けん 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO みやうち けん 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(1) 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

該当箇所	意見
光ファイバの耐用年数について	<p>光ファイバの耐用年数の見直しに関して、新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間(架空 20 年、地下 28 年)を反映した接続料金に改訂されるため賛同いたします。</p> <p>なお、今後の見直しについて、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)が実施した試算(※別表参照)では、①新たなデータが蓄積される度に耐用年数が延長されていることや、②ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空 28 年、地下 36 年が適用されていることなどを考慮すると、依然として実態と乖離している可能性があります。また、前回の耐用年数見直しから 10 年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式 1 芯あたりの月額使用料において当初の 2019 年度認可接続料と比べて、NTT 東日本殿で -202 円(-8.2%)、NTT 西日本殿で -223 円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。こうしたことに鑑みると、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも 3 年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべきと考えます。</p>

以上

別表 NTT 東西殿による耐用年数の試算

見直し前の耐用年数（2008年度に算定）	
架空ケーブル	地下ケーブル
15年	21年

【NTT 東西殿の試算値】

※NTT 東西殿ホームページ掲載資料及び接続料の算定に関する研究会公開資料を基に作成

	7つの関数の範囲(※)		2008年と同じ推計方法	
	架空ケーブル	地下ケーブル	架空ケーブル	地下ケーブル
FY14末データ	13年~20年	19年~32年		
FY15末データ	14年~21年	20年~33年	19年	26年
FY16末データ	14年~22年	20年~34年		
FY17末データ	15年~23年	21年~36年		

※7つの関数：指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布、対数正規分布

意見書

2019年7月24日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	弊社意見												
(1) 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定													
<p>「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び「光ファイバの撤去率」をもとにした耐用年数の推計結果を踏まえ、総合的に検討した結果、以下、「1. 耐用年数」の表に掲げるとおり令和元年度期首より見直すこととした。</p> <p>1. 耐用年数</p> <table border="1" data-bbox="199 792 767 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空光ファイバ</td> <td>15年</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>地下光ファイバ</td> <td>21年</td> <td>28年</td> </tr> <tr> <td>海底光ファイバ</td> <td>13年</td> <td>21年</td> </tr> </tbody> </table>		現行	見直し後	架空光ファイバ	15年	20年	地下光ファイバ	21年	28年	海底光ファイバ	13年	21年	<p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会（以下、「研究会」という。）第一次報告書（平成 27 年 9 月）の考え方で、「加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされ、その後も継続的に見直しの検討が進められた結果、今般、左記のとおり、見直しが実施され、令和元（2019）年度接続料に反映されたことについて賛同いたします。</p> <p>しかしながら、前回の見直し（平成 20（2008）年度）から 10 年以上経過してからの見直しとなったため、今回の見直しにより光ファイバ接続料が大きく変動することとなりました。これは、第一次報告書の考え方を踏まえると、見直しが行われるまでの期間について、「耐用年数が実態を適正に反映したもの」であったのかどうか疑念が生じかねないため、今後の定期的な見直し契機については整理が必要だと考えます。</p> <p>例えば、加入光ファイバについては、複数年度を算定期間としているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか、総務省において検証いただくことを希望いたします。</p>
	現行	見直し後											
架空光ファイバ	15年	20年											
地下光ファイバ	21年	28年											
海底光ファイバ	13年	21年											
(4)フレキシブルファイバの取扱い適正化について													
<p>○NTT 東日本・西日本は、同報告において、フレキシブルファイバは、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）において利用事業者の要望に基づき当該利用事業者の代わりに新たに設備を構築するものであり、卸電気通信役務による提供を前提にその提供条件を定めていることから相互接続による提供は困難としており、今回あわせて、フレキシブルファイバに係る費用を接続料原価から除</p>	<p>今後、広範囲かつ、コストミニマムに 5G エリアを整備することが急務となっており、光回線の役割はこれまで以上に重要となります。現状、整備エリアが最も広い NTT 東・西が保有する光回線を活用することが最も有効な策と考えられるところ、NTT 東・西の光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバの提供条件について、公平性・透明性・適正性を担保</p>												

<p>くともにフレキシブルファイバを接続機能の対象外とする内容（※２）の再申請が行われた。</p> <p>※２：第一種指定電気通信設備接続料規則第３条による許可が併せて申請された。</p> <p>○NTT 東・西 接続約款 第１章総則 第３条（略）</p> <p>90 光信号端末回線</p> <p>光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、<u>他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。</u>）</p>	<p>するため、また、回線の提供の迅速性を確保するためには接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。</p> <p>本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p>
---	---

以上

意見書

令和元年7月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル
一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
会長 近藤 邦昭

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
全般	<p>固定電話の契約数やトラフィックは横ばいあるいは減少の傾向にありますが、電話サービスや音声系サービスは一般企業やコールセンターなどを中心に一定の強いニーズがあり、今後も日本のみならず世界の経済社会活動全般にとってなくてはならないものであり続けます。通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要となる相互接続や事業者間調整がより円滑に行われることが重要です。また中小事業者や新規参入者が、音声系サービスへの事業参入・展開が容易になるよう、引き続き公正な競争環境を確保していただく必要があると考えております。</p>
加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>ネットワークのIP化、サービスの多様化・高度化が進展する中で、加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤になります。光ファイバの利用にあたっては、ファイバ区間以外も含め、中小および新規参入の接続事業者にとっては大きな設備投資や運用を伴うものであることから、光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを望みます。また、光コラボレーション(卸サービス)はFTTHサービス市場において主要な利用形態となっていることから、加入光ファイバ等の接続と同様に、より公平で、透明性の高い仕組みとしていただき、中小事業者や新規参入者による音声系サービスの展開が容易となるように議論されることを希望いたします。</p>
NGNに係る接続料改定等	<p>IPネットワークの特性を活かし、効率的かつ支障なく利用される環境は、日本の通信サービスの発展に不可欠な要素です。特にNGN上のQoSは、電話(通話)だけでなく様々な通信において活用できるものであり、利用が広がっていくことも期待されます。今後も一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、事業者向け接続情報の公表や約款への記載等、NGNへの接続が円滑に行われるよう議論や必要な取り組みをしていただくことを希望します。また、QoSの利用にあたって、光コラボレーションとの組み合わせが現実的に必須である現状において、光コラボレーション(卸)とQoSが一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討いただきたいと思います。</p>

意見書

令和元年7月24日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

158-0094

とうきょうとせたがやくたまがわ
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

らくてんもばいるかふしきがいしゃ
楽天モバイル株式会社

だいいょうとりしまりやくしゃちよう やまだ よしひさ
代表取締役社長 山田 善久

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
加入光ファイバに係る接続料の改定等	<p>今後見込まれる IoT サービスの本格的な普及や、2020 年度に商用化が予定されている 5G の早期全国サービス展開を見据えると、光ファイバ接続料の低廉化等も含め、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がる施策が、強く社会から求められています。</p> <p>そのような中、携帯電話基地局等を設置するにあたり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の既存の光設備が存在しないエリアにおいては、既設区間と新設区間を一体とした卸電気通信役務として「フレキシブルファイバ」が提供されています。「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備は、本来第一種指定電気通信設備であるにも係らず、卸電気通信役務として提供されており、適正性、公平性、透明性が十分に確保されていません。従って、当該設備においては、速やかに第一種指定電気通信設備としての接続ルール(以下、「接続ルール」といいます。)の対象とすべきです。今回、本申請に限り、接続ルールの対象としない場合でも、既設区間は接続ルールを適用し、新設区間においても、適正性、公平性、透明性が十分に確保されるよう、可能な限り同等のルールを適用すべきと考えます。</p> <p>また、フレキシブルファイバ等については、複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がることから、早急に実現に向けた検討を開始すべきと考えます。</p> <p>以上</p>